

パブリックコメント案件概要

(様式3)

案件名: 尼崎市屋外広告物条例の一部改正(素案)について

【別紙2】

1. 施策の概要

本市が管理する庁舎、公園、道路等の公共施設(以下「公共施設」という。)に民間事業者の屋外広告物を設置することを可能とすることにより、その広告料を活用して公共施設の維持・管理や、地域の活性化に資する取組を進めるとともに、民間事業者による事業活動等を通じて、公共施設を核とした地域の魅力の向上や、にぎわいの創出等を実現する。このほか、屋外広告物の許可期間等の見直しを行う。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

- (1) 現行の尼崎市屋外広告物条例(以下「条例」という。)では、公共団体が公共的目的をもって設置する場合等を除き、公共施設に屋外広告物を設置することはできないこととされており、駅前広場等のにぎわいの創出や公共施設の有効活用等を停滞させる要因となっている。他都市では、民間事業者から支払われる広告料を公共施設の維持管理費用に充てる等の取組が行われており、本市においても同様の取組を進めていく必要がある。
- (2) 自治会、商店街振興組合等が、地域の催しの実施、ベンチや防犯カメラの設置等の公共的な取組を行う場合の財政的支援として、低層住居専用地域等の屋外広告物の設置禁止地域内に民間事業者の屋外広告物(いわゆるスポンサー広告)を設置することを認め、その広告料を公共的な取組の費用に充てることのできるようになる必要がある。
- (3) 現行の屋外広告物の許可期間等について、これらをより合理的な内容となるよう見直しを行う必要がある。

3. 目指す姿・対応策など

- (1) 駅前広場等の公共施設に、イベントの開催に係る屋外広告物の設置を認めるなど、民間事業者の屋外広告物が設置されることにより地域の魅力の向上やにぎわいの創出を実現するほか、民間事業者から支払われる広告料を公共施設の維持・管理や、地域の活性化への再投資を行うことで、地域の魅力の向上等を実現する。
- (2) 自治会等が、屋外広告物の設置禁止地域内に民間事業者の屋外広告物(いわゆるスポンサー広告)を設置することを可能とすることにより、民間事業者が地域活動を支援することができるようにするほか、自治会等が公共的な取組を行いやすい環境を整備し、地域の活性化や魅力の向上を実現する。
- (3) 現行の屋外広告物の許可期間等について、良好な景観の形成と安全の確保を図りつつ、事業活動等に過度な負担が生じないようにする。

4. 施策の対象範囲・期間など

条例の改正の施行日は、令和6年4月1日を予定。

5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

改正内容について、景観に関する学識経験者、屋外広告物の設置事業者及び市民により構成する尼崎市都市計画審議会都市美分科会において、専門的な議論を行う必要があったため、素案の策定前の市民意向調査は実施をしなかった。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

- ア 公共施設への民間事業者の屋外広告物を設置するに当たっては、その屋外広告物が公共施設にふさわしいものとなるよう、市が適切なコントロールを行うべきである。
- イ コントロールを行うに当たっては、行政だけでなく、景観に関する学識経験者等の意見を踏まえたガイドラインの策定が必要である。
- ウ 特定の民間事業者が、長期間・独占的に屋外広告物を設置することがないよう措置を講ずるべきである。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

- ア 公共施設に民間事業者の屋外広告物を設置する際のガイドラインを策定するとともに、当該ガイドラインに基づき、景観形成に関する業務を行う開発指導課が、事前に屋外広告物の設置場所、内容等の確認を行うこととした。
- イ ガイドラインを策定するに当たっては、景観に関する学識経験者、屋外広告物事業者等の第三者の意見を聴取することとした。
- ウ 特定の民間事業者が長期間・独占的に屋外広告物を設置することはさせず、期間を定め、公平な競争のもとに屋外広告物の設置事業者を選定することとした。

7. 今後のスケジュール

令和5年12月 パブリックコメント意見募集結果の公表
令和6年2月 市議会へ条例案を提出
令和6年4月 条例の改正の施行

8. 添付資料

改正内容に係る資料(『尼崎市屋外広告物条例の一部改正について(素案)』)

9. お問い合わせ先

都市整備局 都市計画部 開発指導課
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館5階
電話番号: 06-6489-6606
ファクス: 06-6489-6597
メールアドレス: ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp